

令和 8 年度国民健康保険税の税率等に関する諮問及び
令和 7 年度国民健康保険運営協議会開催予定について

令和 8 年度は、府中市国民健康保険財政健全化計画における、税率等の改定年度にあたります。府中市国民健康保険の財政健全化を適切に進めるため、所得割率及び均等割額の改定が必要です。

また、国の令和 7 年度税制改正において、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 66 万円（現行：65 万円）、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 26 万円（現行：24 万円）に引き上げる改正がなされました。

さらに、子ども子育て支援金制度の創設を受けて、令和 8 年 4 月 1 日に地方税法の一部改正が施行されます。これに伴い、国民健康保険税の課税額に「子ども・子育て支援納付金課税額」が追加されることになり、これに係る所得割率及び均等割額を決定する必要があります。

このことを踏まえ、令和 8 年度の税率等について、令和 7 年度運営協議会において、ご審議いただきたく、第 2 回運営協議会において諮問を行うことを予定しております。

<今後の運営協議会開催予定>

回数	開催予定時期	審議予定事項
第 2 回	11 月下旬～12 月上旬	・国民健康保険税率等のあり方について（諮問）
第 3 回	12 月中旬～12 月下旬	・国民健康保険税率等のあり方について（市長からの諮問に係る審議）
第 4 回	1 月上旬	・国民健康保険税率等のあり方について（答申）（案） ・令和 7 年度国民健康保険特別会計補正予算の概要（案）について ほか